

【新型コロナ関連】融資条件変更手数料の免除期間延長について

令和2年10月1日

お客さま各位

真岡信用組合

「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けたお客さまに対する 融資条件変更手数料の免除期間延長について

真岡信用組合（理事長 塚田 義孝）では、新型コロナウイルスの感染拡大により直接的・間接的に影響を受けた法人・個人事業主・個人のお客さまに対して「融資条件変更手数料」を免除しております。この度、コロナ禍の状況を鑑み、免除期間を下記のとおり延長いたします。当組合では、地域金融機関としてお客さまに寄り添い、ご融資やご返済に関するご相談等に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいりますので、ご遠慮なくご相談ください。

記

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルスの感染拡大により、直接的・間接的な影響を受けた法人・個人事業主・個人のお客さま

2. 免除手数料

「融資条件変更手数料」 1件 5,500円

3. 実施期間

当初 令和2年5月15日（金）～令和2年9月30日（水）申込受付分まで

延長後 令和2年5月15日（金）～令和3年3月31日（水）申込受付分まで

以上